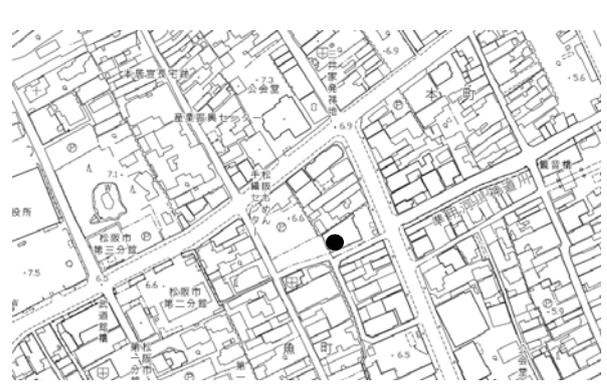


施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S01354	施設名称	プラザ鈴(会館)
所在地(住所)	松阪市本町2169番地		
			
根拠条例	松阪市プラザ鈴条例	担当部署	環境生活部 人権・男女共同参画推進課
設置年度	昭和59年度	財産区分	12 公共用財産
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	働く女性や一般家庭における女性の生活の向上、福祉の増進を図る施設として開館		
施設の設置目的に沿った運営状況	女性労働者の福祉の増進及び文化教養向上のための施設として、男女雇用機会均等法「働く婦人の家の望ましい基準」に沿った講座内容や相談業務を実施。平成14年度に男女共同参画室の外部組織となり男女共同参画社会の実現を目指し、男女が共に仕事と育児・介護等を両立し充実した職業生活・家庭生活を送れるよう男性講座も開催している。		

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	商業地域			
駐車場(収容台数)	23台(有料 借地のため駐車料金の支払必要)					
土地	敷地面積	443.43㎡(借地面積)	借受期間・賃料等	昭和59年9月10日から平成26年9月9日までの30年間 賃料は2,520,000円(年間) 平成26年9月10日から平成28年3月31日まで(1年と残り日割り)		
	所有者	個人・私法人				
主たる建物1	建物名称	会館				
	用途	市民ホール	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上4階・地下0階		
	建築年月	昭和60年 3月23日	建物取得費(全体)	124,200,000円		
	延床面積	600.9㎡	耐震診断(実施年)	不要		
	耐震補強(実施年)	不要	所有者	市		
大規模改修等の履歴・計画 (300万以上)	平成10年度	平成12年度	平成14年度	平成20年度	平成 年度	
	対象建物	松阪市プラザ鈴	松阪市プラザ鈴	松阪市プラザ鈴	松阪市プラザ鈴	
	施工内容	屋根瓦等補修・既設空調設備改修工事	空冷ヒートポンプエアコン取替え[6台]・便器取替え 外部手摺り塗替え	公共下水道接続、間仕切壁設置、受付カウンター改修	風徐室床改修ピロティ他塗装改修、3階空調設備改修・窓ガラス日射対策照明器具改修	
	費用	5,491,500円	5,512,500円	3,341,100円	3,184,650円	
リスク・高機能化対応度	館内警備、火災報知機、冷暖房整備、貯水槽の定期点検を実施。問題なしの報告を受ける。 バリアフリー化対応には1億6千万円、外壁・配管等の老朽化改修に5千万円が必要となる見込みである。					

(3)管理・運営の概要

利用時間	AM9:00~PM9:00	休所(館)日	土、日、祝日、年末年始
運営形態	直営	管理・運営者名	松阪市
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容	施設の管理、講座運営、託児(夜間以外の講座中)、女性悩みごと相談。		

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	3.00 人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00 人	合計	4.00 人
施設の維持管理に係る経費					施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)				
維持管理経費					運営・事業等経費				
光熱水費					指定管理委託料				
保守点検委託料					その他の経費				
賃借料									
修繕費									
その他の経費									
人件費									
職員等									
非常勤職員									
①小計					②小計				
④合計(①+②)-③					33,055,973円				
市民一人あたりのコスト					195.60円				
財源		補助金等収入		その他収入					
		使用料等収入		③年間収入合計		373,830円			

(5)施設の利用状況

内 容	単位	実績数		
		H22	H23	H24
開館日数	日	242	243	245
入館者数	人	14,412	14,956	13,696
講座等開催	人	14,266	14,821	13,533
相談業務	人	22	25	19
託児	人	124	110	144

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	<ul style="list-style-type: none">・4階建て施設(1階部分有料駐車場)には階段しかなく、バリアフリー化(エレベーター設置)に多額の改修費が必要・施設の老朽化に伴い年々修繕費が増えている。・借地のため、毎年借地料(252万円)+駐車時の駐車料金が必要・男子トイレが1箇所しかない。
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	<ul style="list-style-type: none">・昭和59年度勤労婦人青少年福祉施設整備費等補助金を受けている。廃止、統合、転用には制約があり、目的外使用は補助金の返還となるが、財産処分(転用)の申請を出すことで補助金返還はなくなる。・土地賃借契約を締結しているが、平成26年9月9日で契約満了となる。平成26年9月10日から28年3月31日まで契約更新をする。
特記事項	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画の拠点施設として、運営していく。・同じような講座を開催している施設はあるが、託児を行っている施設は無い・避難場所として指定されている。

